川根本町奥大井もりのくに　指定管理者募集要項

川根本町奥大井もりのくに(以下「もりのくに」という。）については、令和９年４月１日より、地方自治法第244条の２第３項及び川根本町公の施設の指定管理者の手続等に関する条例に基づき指定管理者を公募することとしました。

つきましては、下記のとおり「もりのくに」の指定管理者を募集します。

１　施設の概要

（１）名称・位置　もりのいずみ　（川根本町奥泉846番地の３）
もりのコテージ　（川根本町奥泉815番地の２）
もりのくに健康増進用広場　（川根本町奥泉822番地の５）

（２）設置目的　温泉と森林自然環境を活かし、地域の振興と町民の福祉、健康増進及び観光の振興を図る。

（３）施設内容　別紙仕様書のとおり

２　応募資格

（１）法人その他の団体であること。（法人格の有無は問いません。個人は不可。）

（２）法人その他の団体又はその代表者及び役員が次の事項に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項（同項を準用する場合を含む）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

３　募集期間及び募集要綱配布期間等

（１）募集期間　令和８年11月20日（金）から12月３日（木）まで

（２）募集要綱配布期間　令和８年11月20日（金）から12月１日（火）まで

（３）配布及び提出場所　静岡県榛原郡川根本町千頭1183の１
川根本町役場観光交流課　電話 0547-58-7077

（４）その他　配布・提出とも土曜・日曜及び祝祭日は除き、受付時間は午前９時から午後５時までとします。提出方法については、直接提出場所まで持参して下さい。
郵送・ＦＡＸは不可とします。

4　現地説明会

（1）日　　時　　令和 8 年 11 月 30 日（月）　　午前 10 時 00 分～

（2）場　　所　　川根本町奥泉 815 番地の 2　　もりのいずみ

※参加には申込みが必要です。別紙参加申込書を期日までに提出ください。

5　申請書類

（1）指定管理者の指定申請書（様式第 1 号）

（2）事業計画書

（3）管理運営に関する収支計画書

（4）法人その他の団体の定款又は登記簿の謄本（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

（5）過去 2 ヵ年間に係る経営状況を示す書類

（6）納税証明書（課税されている団体のみ）

（7）資本金（準備金）に関する資料

6　管理運営業務の内容

指定管理者が行う業務は、川根本町奥大井もりのくに条例第 13 条に定める次の業務とします。（詳細は業務仕様書に定めるとおり）

なお、業務を一括して他の事業者に委託することはできませんが、部分的な業務の委託については、専門の業者に委託できるものとします。

（1）もりのくに施設の利用の許可に関する業務

（2）もりのくに施設の施設及び設備の維持管理・運営に関する業務

（3）その他、もりのくに施設指定管理者仕様書のとおり

7　管理運営の経費

協定期間の施設の管理運営に関する経費（以下「管理経費」という。）として、施設の利用料金及び委託料を以って支払うものとする。

8 施設管理料

年額 10,000 千円

上記の金額は、町が支出を予定している管理委託料の年間上限額です。具体的には指定管理者が応募に際して提案された金額に基づき、町と指定管理者で協議を行い、協議書で定めることとなります。

9　備品・消耗品関係

もりのくに施設に係る各種備品・消耗品については、現在配備してある町の備品を利用し、

消耗品等については、指定を受けた指定管理者の負担で購入すること。

10　会計年度

もりのくに施設の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

11　修繕費積立金

原則として各年度の純利益の10%の額を町へ繰入れるものとする。

12　施設及び設備の修繕等

（1）施設の清掃、保守点検、水質検査、施設及び設備の修繕等その他維持管理に必要な業務及び各種維持管理に必要な支払業務は、指定管理者が行う。

（2）修繕費について1件の修繕金額が10万円を超える場合は、指定管理者が町と協議し負担金額を決定する。

13　施設の目的外使用

もりのくに施設内の目的外使用部分については、別途協議する。

14　指定管理者の指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

15　選定基準

（1）事業計画書の内容が、町民の平等利用を確保することができるものであること。

（2）事業計画書の内容が、もりのくに施設の設置目的を最大限に発揮させるものであること。

（3）事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

16　指定管理者の選定方法

（1）川根本町公の施設の指定管理者の手続等に関する条例に基づき、川根本町指定管理者審査委員会を設けて、公平及び適正に指定管理者の選定を行う。

（2）事業計画書等の内容をより詳細に把握するため、ヒアリングを実施する場合もあります。

17　選定結果のお知らせ

応募者全員に、令和8年12月下旬までに文書にてお知らせします。なお、申込書類及び選定結果については、公表する場合があります。

18　その他

（1）申請に係る費用は、応募者の負担とし、提出された書類は返却しません。

（2）申請書類提出後の撤回及び修正は、認めません。

（3）公募に係る質問は、書面によるものとする。

（4）川根本町指定管理者審査委員会において、選定の結果、適当な候補者がない場合は、選定を見送る場合もあります。

川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成17年12月20日
条例第159号

（趣旨）

第１条　川根本町が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第１項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の指定管理者（法第244条の２第３項の規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手続等については、法及び他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（指定管理者の公募）

第２条　町長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

(1)　公の施設の概要

(2)　指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(3)　指定管理者をして管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）

(4)　申請の方法

(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（指定管理者の指定の申請）

第３条　指定管理者の指定を受けようとする団体は、町長が定める期間内に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1)　定款若しくは寄附行為の写し及び登記簿の謄本又はこれらに準ずるもの

(2)　管理業務に係る事業計画書及び収支予算書

(3)　当該団体の経営状況を説明する書類

(4)　前３号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（指定管理者の選定）

第４条　町長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適当と認める団体を指定管理者となるべきものとして選定するものとする。

(1)　利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2)　公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3)　公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4)　公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(5)　その他町長が別に定める基準

（公募によらない選定）

第５条　町長は、施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効果的かつ効率的

に達成するために特に必要があると認めるときは、公募の方法によらないで、指定管理者になるべきものを選定することができる。

（指定管理者の指定）

第６条　町長は、前２条の規定により選定した団体について、法第244条の２第６項の規定による議会の議決があったときは、当該団体を指定管理者として指定するものとする。

（指定管理者の指定等の告示）

第７条　町長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は法第244条の２第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

（協定の締結）

第８条　指定管理者の指定を受けた団体は、町長と当該施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第９条　指定管理者は、法第244条の２第７項の規定により、毎年度終了後30日以内（年度の途中において指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分の日から起算して30日以内）に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。

(1)　管理業務の実施状況及び公の施設の利用状況

(2)　利用料金の収入の実績（利用料金を収入として収受している指定管理者に限る。）

(3)　管理に係る経費の収支状況

(4)　その他管理の実態を把握するため町長が必要と認める事項

（指定の取り消し等による損害賠償の免責）

第10条　町長が法第244条の２第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより、当該指定管理者に損害が生じた場合であっても、町長は、その賠償の責めを負わない。

（原状回復義務）

第11条　指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第12条　指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が指定管理者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者が行う個人情報の取扱い等）

第13条　指定管理者は、その保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　指定管理者及びその管理する公の施設の業務に従事している者は、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者の職務を退いた後においても、同様とする。

（教育委員会所管の公の施設への適用）

第14条　この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第２条から第12条までの規定中「町長」とあるのは「教育委員会」と、次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

（委任）

第15条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成17年12月20日

規則第114号

（趣旨）

第１条　この規則は、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年川根本町条例第159号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定申請書の様式等）

第２条　条例第３条の規定による申請書は、指定管理者指定申請書（様式第１号）とする。

２　条例第３条第２号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　管理に係る方針及び運営方法

(2)　管理に係る人員その他の管理体制

(3)　管理に係る業務の収支予算

(4)　サービスの向上に関する事項

(5)　その他公の施設の有効な利用及び適切な管理の実施に関する事項

（指定の通知）

第３条　条例第６条の規定による通知は、指定管理者指定通知書（様式第２号）による。

（指定等の告示）

第４条　条例第７条の規定による告示は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項について行うものとする。

(1)　指定管理者を指定した場合　次に掲げる事項

ア　指定をした日

イ　管理させる公の施設の名称

ウ　指定管理者の名称及び所在地

エ　指定期間

(2)　指定管理者の指定を取り消した場合　次に掲げる事項

ア　指定を取り消した日

イ　管理させていた公の施設の名称

ウ　指定を取り消した法人その他の団体の名称及び所在地

(3)　指定管理者に業務の停止を命じた場合　次に掲げる事項

ア　管理させている公の施設の名称

イ　指定管理者の名称及び所在地

ウ　業務の停止を命じた期間

エ　停止を命じた業務の内容

（協定の締結）

第５条　町長は、指定管理者と、公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。
２　前項の協定に定める事項は、次のとおりとする。
(1)　管理業務の範囲及び事業計画書に基づく管理の実施に関する事項
(2)　使用料又は利用料金に関する事項
(3)　町が支払うべき管理費用に関する事項
(4)　管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
(5)　事業報告に関する事項
(6)　指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
(7)　その他町長が定める事項
（補則）
第６条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。
附　則
この規則は、平成17年12月20日から施行する。

川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成 17 年規則第 114 号

（趣旨）
第１条　この規則は、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年川根本町条例第 159 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（指定の申請）
第２条　条例第３条の規定による申請書は、指定管理者指定申請書（様式第１号）とする。
（指定の通知）
第３条　条例第６条の規定による通知は、指定管理者指定通知書（様式第２号）による。
（指定等の告示）
第４条　条例第７条の規定による告示は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項について行うものとする。
（１）　指定管理者を指定した場合　次に掲げる事項
ア　指定をした日
イ　管理させる公の施設の名称
ウ　指定管理者の名称及び所在地
エ　指定期間
（２）　指定管理者の指定を取り消した場合　次に掲げる事項
ア　指定を取り消した日
イ　管理させていた公の施設の名称
ウ　指定を取り消した法人その他の団体の名称及び所在地

（３） 指定管理者に業務の停止を命じた場合　次に掲げる事項

ア　管理させている公の施設の名称

イ　指定管理者の名称及び所在地

ウ　業務の停止を命じた期間

エ　停止を命じた業務の内容

（協定の締結）

第５条　町長は、指定管理者と、公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

２　前項の協定に定める事項は、次のとおりとする。

（１） 管理業務の範囲及び事業計画書に基づく管理の実施に関する事項

（２） 使用料又は利用料金に関する事項

（３） 町が支払うべき管理費用に関する事項

（４） 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

（５） 事業報告に関する事項

（６） 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

（７） その他町長が定める事項

（補則）

第６条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第１号(第２条関係)

指定管理者指定申請書

年　　月　　日

（あて先）川根本町長

申　請　者	所在地 名　称 代表者氏名 電話番号

川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第２条の規定により　　の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

様式第２号(第３条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

川根本町長　　印

指定管理者指定通知書

の指定管理者指定について、次のとおり指定したいので通知します。

指定期間	